

専用水道の管理

平成27年1月

可児市水道課

目 次

1 はじめに	2 ページ
2 専用水道とは	3 ページ
3 専用水道の設置	
(1) 設置者の義務	6 ページ
(2) 設置の手続	6 ページ
(3) 確認の申請	7 ページ
(4) 水道技術管理者の設置	8 ページ
(5) 給水開始前の届出及び検査	9 ページ
(6) 布設工事を伴わず専用水道となる場合	10 ページ
(7) 専用水道施設等の変更の届出・報告	10 ページ
(8) 専用水道の廃止	10 ページ
4 専用水道の維持（衛生）管理	
(1) 衛生上必要な措置	11 ページ
(2) 水質検査	12 ページ
(3) 健康診断	17 ページ
(4) 施設の点検	18 ページ
(5) 水道水中のクリプトスポリジウム等の対策	19 ページ
(6) 汚染事故が発生した場合の措置	19 ページ
(7) 水道施設の耐震化	20 ページ
5 業務の委託	21 ページ
6 提出書類様式	23 ページ

1 はじめに

水道法第3条第1項において、「水道」とは、導水及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する総体で、臨時に施設されたものを除くとされています。

可児市の水道は、次のように分類することができます。

図 1 分類一覧

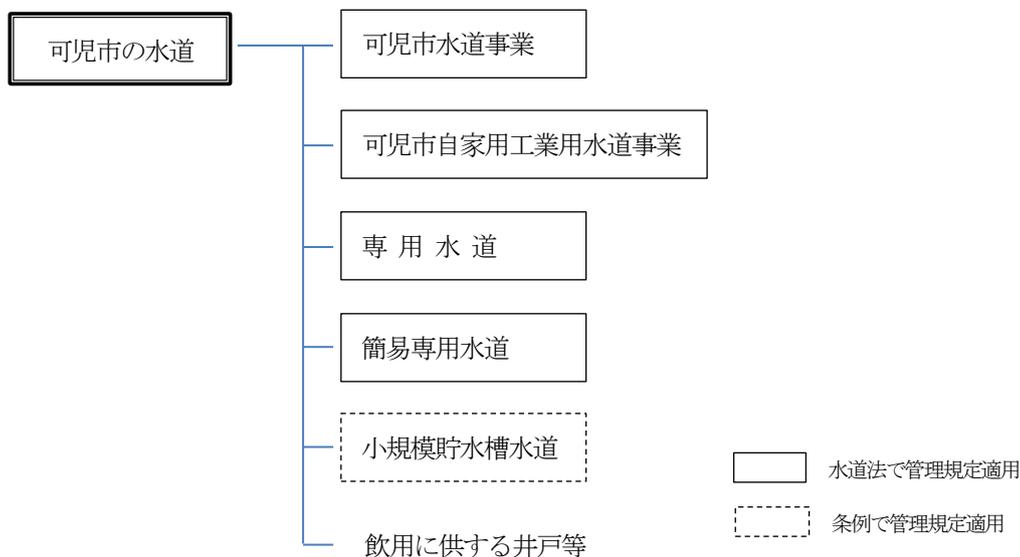


図1のように専用水道は、水道法の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を安全で衛生的に管理するためには、日ごろからさまざまな点に配慮しなければなりません。この「専用水道の管理」は、水道法に基づき、衛生的な管理を行い汚染事故や感染症等の発生を防止するには、どのような点に注意したらよいかを取りまとめたものです。

専用水道の設置者及びこれから設置しようとする方は、この「専用水道の管理」を参考とし、諸手続や維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

2 専用水道とは

専用水道は、水道事業以外の水道で、居住用に必要な水を給水する規模が大きな水道であり、以下のように水道法で定義されています。

○水道法第3条第6項（用語の定義）

「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

○法施行令第1条（専用水道の基準）

水道法第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

○法施行規則第1条（施行令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）

水道法施行令第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

(イ) 自家用の水道とは

寄宿舍、社宅、療養所、学校、事務所、病院、レジャー施設等施設の管理者が、その施設に供給するために自ら施設する水道です。

(ロ) 水道事業の用に供する水道以外の水道とは

一般の需要に応じて水を供給する水道事業にあてはまらない水道のすべてを包含するもので、例えば家主が借家人に給水する水道がこれに当たります。

(ハ) 100人を超える者とは

「100人を超える者」とは、専用水道の要件として、常時100人を超える居住者に給水が必要であるとの意味です。ここでいう居住者の人口は、実居住人口であり、計画給水人口ではありません。法第32条の確認を受けるときは、実際に居住を開始していませんが、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することになります。

(ニ) 居住に必要な水とは

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、洗濯、その他継続的な日常生活を営むために必要な水です。「居住」とは、継続的に滞在するものです。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なされます。

ここで特に注意しなければならないのは、一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設とは、必ずしも水槽の有効容量が20立方メートルを超える水道施設のことではないということです。規模の大きな水道施設は一般的に水槽を設置しますが、居住用の水道施設では水槽の有効容量を一日最大給水量の半分程度にすることが多く、居住用以外の用途にも使用する場合は一日最大給水量を超える有効容量にすることもありますが、

また、居住用とそれ以外の用途にも供する施設は、その合計の一日最大給水量が20立方メートルを超えると専用水道に該当することになります。ただし、水栓トイレ用の水等の雑用水は、給水管の系統を専用水道の対象部分と完全に分離した場合には除くことができます。

なお、法第3条第6項の「ただし書の規定」及び、施行令第1条第1項において専用水道の除外規定を定めていますが、他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする場合で、新たな汚染のおそれが少ない場合として、次の三つの条件にすべてかなっていれば、専用水道の適用から除外されます。

- ① 他の水道から供給を受ける水だけを水源とする。
- ② 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートル以下である。
- ③ 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下である。

専用水道には、水源の区分により、次のような種類があります。水質検査などで取り扱いが異なる場合がありますので注意が必要です。

- ① 浄水受水型水道 …… 水源が、上水道などの水道事業の用に供する水道のみの水道。
- ② 自己水型水道 …… 水源の全部が、表流水や井戸水等の水道事業の用に供する水道以外の水道。
- ③ 水源併用型水道 …… 水源が、上水道などの水道事業の用に供する水道、及び、それ以外の水道を併用している水道。

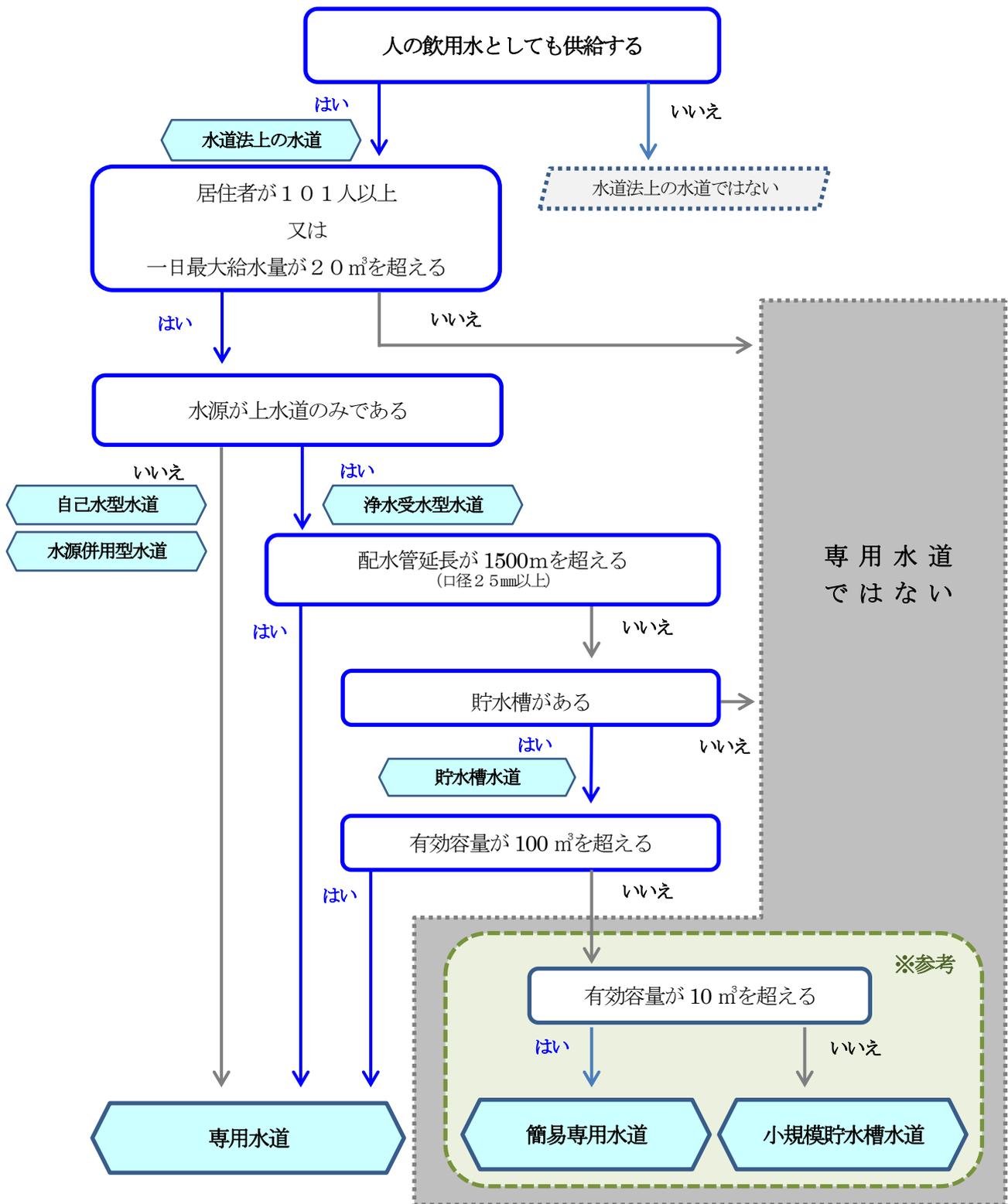
その他の水道

浄水受水型水道で、貯水槽がある水道を貯水槽水道と言いますが、このうち貯水槽の有効容量が10^mを超え、100^m以下である水道は専用水道ではありませんが、**簡易専用水道**として「水道法」や「水道法施行令」などで簡易専用水道の設置者の責務が定められている他、同じく有効容量が10^m以下である水道は**小規模貯水槽水道**として「可児市水道事業給水条例」で同様に設置者の責務が定められています。

また、この他にも、井戸水や表流水を水源とした水道等もありますが、人の飲用に適する水として供給する場合は同様に安全で衛生的な水を適切に利用者に供給できるように施設管理に努めてください。

なお、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の管理については、別途に市水道課が作成している「簡易専用水道の衛生管理」及び「小規模貯水槽水道の衛生管理」を参照してください。

図 2 専用水道確認フロー



浄水受水型水道 …… 水源が、上水道などの水道事業の用に供する水道のみの水道。

貯水槽水道 …… 浄水受水型水道で、貯水槽がある水道。

簡易専用水道 …… 貯水槽水道で、貯水槽の有効容量が10m³を超え、100m³以下である水道。

小規模貯水槽水道 …… 貯水槽水道で、貯水槽の有効容量が10m³以下である水道。

3 専用水道の設置

(1) 設置者の義務

専用水道は、100人を超える人の居住に必要な水を供給する、又はその水道施設の日最大給水量が20立方メートルを超える規模の大きな水道であるため、一度汚染事故等が起こると公衆衛生上大きな問題につながります。このため、専用水道の設置者には、水道法にその遵守すべき義務事項が明示されています。

また、義務違反に対する罰則も併せて規定され、その違反者には重い罰則が科せられますので、専用水道の設置者は安全で衛生的な水を適切に利用者へ供給できるように施設管理に努めてください。

水道法に定める専用水道設置者の義務及び義務違反に対する法定事項は次のとおりです。

表1 水道法に定める専用水道設置者の義務等

条項	事項	義務違反に対する罰則	
		条項	罰則
第13条	給水開始前の届出及び検査	第54条	100万円以下の罰金
第19条	水道技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第20条	水質検査の実施	第54条	100万円以下の罰金
第21条	関係者の健康診断の実施	第54条	100万円以下の罰金
第22条	衛生上必要な措置を講ずること	第54条	100万円以下の罰金
第23条	給水の緊急停止及び周知	第52条	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
第24条の3	業務の委託の規定	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第24条の3	受託水道業務技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第24条の3	業務の委託の届出	第55条	30万円以下の罰金
第32条	確認を受けること	第54条	100万円以下の罰金
第37条	給水停止命令に従うこと	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第39条	報告の徴収及び立入検査を受けること	第55条	30万円以下の罰金

* 上表24条の3の項目については、業務の委託を実施した場合に適用。また、受託水道業務技術管理者の設置についての事項は、水道管理業務受託者に対する罰則です。

また、遵守事項として次の条項があります。

第1条 水道法の目的の遵守

第2条 水源及び水道施設の清潔保持

第4条 水質基準の確保

第5条 施設基準の確保

第36条 施設の改善指示及び水道技術管理者の変更勧告の遵守

(2) 設置の手続

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事(以下「布設工事」という。)を行おうとするときは、その工事に着手する前に市水道課の確認を受けなければなりません。また、水

道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に市水道課へ届出を行わなければなりません。確認を受けなければ、その工事に着手することができません。また、給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。

なお、専用水道の設置者には、これまで県（保健所）が管理指導を行なっていましたが、平成25年4月1日より市水道課が管理指導を行うことになりましたのでご承知ください。

専用水道の設置（計画・設計段階から給水開始まで）の手続きは次の順となります。

- ① 計画・設計 専用水道施設は、水道法第5条（施設基準）に適合する必要があります。
計画・設計の段階で、市水道課にご相談ください。
- ② 確認の申請 確認申請は、市水道課へ申請してください。
確認申請に当たっては、事前に市水道課にご相談ください。
- ③ 確認の通知 市水道課で確認申請を受理した後、当該工事設計の確認を行います。
市水道課より申請者へ、適合、不適合、確認不能の通知を行います。
- ④ 工事の着手 市水道課の確認（適合の通知）を受けてから工事に着手してください。
- ⑤ 水道技術管理者の設置 水道技術管理者を設置し、市水道課へ報告してください。
- ⑥ 工事の完成
- ⑦ 水質検査及び施設検査 給水を開始する前に水質検査及び施設検査を行い、市水道課に給水開始届を提出してください。
- ⑧ 給水開始前の届出 給水開始届には、水質検査、施設検査の結果書及び施設概要書を添付してください。なお、給水を開始する前に市水道課による検査を行います。
- ⑨ 給水開始

(3) 確認の申請

専用水道の水道施設の新設工事、又は、政令で定める増設若しくは改造の工事（以下、「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事の着手前に、「専用水道布設工事設計確認申請書」（様式第1号）を市水道課に提出し、その設計についての確認を受けてください。

また、既に給水を開始している専用水道もその水道施設の布設工事を行おうとする場合は、当該工事設計の確認を受ける必要がありますので、必ずその設計についての確認を受けてください。

なお、確認申請を行う場合は、事前に市水道課にご相談ください。

○水道法第32条（確認）

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

○水道法第33条（確認の申請）

1 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○水道法第5条（施設基準）

1（…略…）各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（1）取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

（2）貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、(…略…)水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
 - 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
 - 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

(4) 水道技術管理者の設置

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その事務及び資格要件について施行令第6条及び条例で規定していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を1人設置して法第19条第2項の技術上の業務に従事してください。

また、水道技術管理者を設置したときは、「水道技術管理者選任届」、変更したときは、「水道技術管理者変更届」(いずれも様式第10号)を市水道課に提出してください。

なお、資格の確認は、専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行ってください。ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道については有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。

○水道法第19条(水道技術管理者)

- 1 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
 - (1) 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
 - (2) 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - (3) 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - (4) 次条第1項の規定による水質検査
 - (5) 第21条第1項の規定による健康診断
 - (6) 第22条の規定による衛生上の措置
 - (7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - (8) 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は政令で定める資格を有する者でなければならない。

○水道法第34条(準用規定)

- 1 (…略…)第19条の規定は、専用水道の設置者について準用する。(…略…)

2 一日最大給水量が 1,000 立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第 19 条第 3 項の規定を準用しない。

法施行令第 6 条及び条例による水道技術管理者の資格要件を表にまとめると次のようになります。

表 2 水道技術管理者の資格要件（実務経験年数）

専攻の種別 学校の種別	土木工学(土木科)又はこれに相当する課程		土木工学以外の工学、 理学、農学、医学、薬学	左記以外の学科
	①衛生工学又は水道工学に関する学科 目を修めて卒業	②左記以外の学科 目を修めて卒業		
大 学	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上
	衛生工学・水道工学を専攻し修了			
	①の場合 1年以上	②の場合 2年以上		
大 学 院	研究科において、1年以上衛生工学・水道工学に関する課程を専攻			
	①の場合 1年以上	②の場合 2年以上		
旧制大学	2年以上		4年以上	5年以上
短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする。 ・技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 			

(5) 給水開始前の届出及び検査

(イ) 給水開始前の届出

専用水道の設置者は、水道施設を新設し、増設し、又は改造した場合、その施設を使用して給水しようとする前に、その旨を「給水開始届」（様式第 4 号）により市水道課に届け出てください。

なお、この届出の際には、水質検査、施設検査の結果（様式第 5 号）、及び施設概要書を添付してください。

また、これらの書類は 5 年間保存してください。

(ロ) 給水開始前の検査

1) 水質検査

水質検査は下記のように水源の種類により検査項目の取り扱いがことなります。また、採水に際しては、当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

① 浄水受水型の場合 毎月1回以上行う検査項目及び3ヶ月に1回以上行う検査項目（22項目）を検査して下さい。

② 自己水型及び水源併用型 表4の水質基準の全項目を検査して下さい。

2) 施設検査

施設検査は浄水及び消毒の能力、流量、圧力などについて行ってください。

○水道法第13条（給水開始前の届出及び検査）

1 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

○水道法第34条（準用規定）

1 第13条（…略…）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第13条第1項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（6）布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出

既に給水しており、一日最大給水量が20立方メートルを超え専用水道に該当する場合や当初居住人口が常時100人以下であったが、その後常時100人を超えたため専用水道に該当するようになった場合は、布設工事を伴わないので法第32条「確認」、法第33条「確認の申請」は必要ありません。

しかし、このような場合も専用水道として水道法が適用となり、以後専用水道としての取り扱いとなりますので、専用水道の設置者は、市水道課にその専用水道の状況について以下の書類により報告してください。

① 「専用水道使用届」（様式第7号・施設概要書及び図面等を添付したもの）

② 「水道技術管理者選任届」（様式第10号）

（7）専用水道施設等の変更の報告

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項や専用水道の概要等に変更が生じた場合、専用水道の設置者は、市水道課へその内容を「専用水道確認申請書記載事項変更届」（様式第6号）により報告してください。

なお、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当する工事によって施設の変更が生じる場合は、確認申請が必要となります。

* 専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項（申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地）や布設工事に該当しない工事により施設を変更する場合及び施設概要書の内容に変更がある場合などは、事前に市水道課にご相談ください。

（8）専用水道の廃止

専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときや専用水道に該当しなくなったときは、市水道課へその旨を「専用水道廃止届」（様式第9号）により報告してください。

* 専用水道の廃止をする場合は、状況や要件を確認する必要がありますので、事前に市水道課にご相談ください。

4 専用水道の維持（衛生）管理

水道法では、専用水道設置者に水道の衛生確保のために必要な措置や水質検査、健康診断などの日常管理や施設の点検、及び、汚染事故が発生した場合の措置を行うように義務付けていますので、誠実に行うとともにその状況や結果の記録を作成し一定期間保存してください。

また、市水道課では、その維持管理状況を確認するため、法39条の権限に基づき**年1回の立ち入り検査を実施**していますのでご協力をお願いします。なお、立ち入り検査で改善の指示を受けた場合は、必要な措置を速やかに行い「改善計画書（改善完了報告書）」（第17号様式）によりその旨を報告してください。

(1) 衛生上必要な措置

(イ) 清潔の保持

取水場、貯水槽、貯水池、浄水場及びポンプ井等の周辺は、外部と連絡しており水が汚染される恐れがあるので、常に十分な清掃等を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

(ロ) 汚染の防止

前項の施設には柵を設け、施設設備等をするほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等をしてください。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所、汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽の放し飼い等はしてはいけません。

(ハ) 塩素消毒

水の消毒は、塩素（液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）によることを基本とし、給水栓における水が遊離残留塩素を 0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持するように消毒してください。

消毒設備は、事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備しておいてください。

なお、次のような場合には、残留塩素を 0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L）以上にすることが必要です。

- ① 水源付近及び給水区域、その周辺等において消化器系病感染症が流行しているとき。
- ② 全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。
- ③ 洪水等で水質が著しく悪化したとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

○水道法第22条（衛生上の措置）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

○水道法第34条（準用規定）

（…略…）第22条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

(2) 水質検査

専用水道の設置者にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務です。

これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠です。このため、水道法では水道水質の定期及び臨時の検査を専用水道の設置者に義務付けています。

水質検査は、水道法施行規則第15条及び水質基準に関する省令等に基づき次のように行ってください。

(イ) 定期の水質検査（施行規則第15条第1項）

- 1) 毎日行う検査 3項目
 - ・色及び濁りに関する検査（目視により検査を行っても差し支えありません。）
 - ・消毒の残留効果に関する検査
- 2) 毎月1回以上実施 9項目
- 3) 3ヶ月に1回以上実施 14項目
- 4) 過去の検査結果等から省略（又は頻度の軽減）が可能 28項目

(ロ) 臨時の水質検査（施行規則第15条第2項）

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 浄水過程に異常があったとき。
- 5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6) その他特に必要があると認められるとき。

(ハ) 原水の水質検査

水質検査は下記のように水源の種類により検査項目の取り扱いが異なります。また、採水に際しては、当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

1) 浄水受水型の場合

原水である水道事業者の実施する水質検査の結果を当該施設の原水の水質検査とみなすことができます。専用水道の設置者は、水道事業者の公表する水質検査の結果を収集し保存してください。

2) 自己水型及び水源併用型

- ① 検査回数・・・年1回以上
- ② 検査項目・・・全項目（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム、ジクロロ酢酸、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味の12項目を除く。また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、湖沼水等の停滞水を水源とする場合に限り、実施するものとします。）

(二) 水質検査機関

水質検査は、設置者が独自に検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して水質検査を行ってください。

表3 最寄りの水質検査機関

氏名又は名称	住 所	電話番号
株式会社総合保健センター	可児市川合136番地8	0574-63-7703
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町4丁目6番地	058-247-1300
中日本産業株式会社	岐阜市藪田南5丁目13番4号	058-274-7789

(ホ) 水質検査計画

専用水道の設置者は、年度が開始する前に水質検査計画を策定してください。

なお、水質検査計画には、下記8項目が必要です。

- 1) 水質管理において留意すべき事項
- 2) 施設の概要
- 3) 採水場所
- 4) 過去の検査結果、検査頻度及び省略する理由
- 5) 年間計画表
- 6) 臨時の水質検査に関する事項
- 7) 水質検査の委託先
- 8) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(ハ) 記録の作成・保持

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から換算して5年間これを保存しなければなりません。

○水道法第20条（水質検査）

- 1 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。
 - 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
 - 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。
- ただし、当該水質検査を厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。

○水道法第34条（準用規定）

(…略…) 第20条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

表4 水質基準

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

（平成16年4月1日施行。一部改正後、平成26年4月1日施行）

項目		基準値	項目		基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	48	味	異常でないこと。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	49	臭気	異常でないこと。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。	50	色度	5度以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	51	濁度	2度以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。			

表5 浄水水質検査の項目及び回数

毎日実施する項目

項 目		備 考
—	色	目視で異常なし。
—	濁り	目視で異常なし。
—	残留塩素	遊離残留塩素 0.1mg/L以上。(結合残留塩素 0.4mg/L以上。)

毎月1回以上実施する項目

項 目		備 考
1	一般細菌	
2	大腸菌	
38	塩化物イオン	・連続的に計測及び記録がなされている場合は、3ヶ月に1回にすることができる項目。
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	38の項目と同様
47	pH値	38の項目と同様
48	味	38の項目と同様
49	臭気	38の項目と同様
50	色度	38の項目と同様
51	濁度	38の項目と同様

検査を行う必要がないことが、明らかである期間を除き毎月実施する項目

項 目		備 考
42	ジェオスミン	・過去の検査結果が、基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生状況を含む)を勘案して省略ができる事項。
43	2-メチルイソボルネオール	42の項目と同様

3ヶ月に1回以上実施する項目

項 目		備 考
9	亜硝酸態窒素	・過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下であるときは年1回、1/10以下であるときは3年に1回にすることができる項目。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	9の項目と同様
21	塩素酸	
22	クロロ酢酸	
23	クロロホルム	
24	ジクロロ酢酸	
25	ジブロモクロロメタン	
26	臭素酸	・オゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除き、基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して省略することができる項目。
27	総トリハロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	ブロモジクロロメタン	
30	ブロモホルム	
31	ホルムアルデヒド	

過去の水質検査の結果から年に1回、3年に1回又は省略することができる項目

項 目	備 考
3	カドミウム及びその化合物 ・過去3年間の検査結果が、基準値の1/5 以下であるときは、年1 回、1/10 以下であるときは、3 年に1 回にすることができる項目。 ・過去の検査結果が基準値の1/2 を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、省略することができる項目。
4	水銀及びその化合物 3の項目と同様
5	セレン及びその化合物 3の項目と同様
6	鉛及びその化合物 ・過去3年間の検査結果が、基準値の1/5 以下であるときは、年1 回、1/10 以下であるときは、3 年に1 回にすることができる項目。 ・過去の検査結果が、基準値の1/2 を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令の薬品等及び資機材等の使用状況を勘案して、省略することができる項目。
7	ヒ素及びその化合物 3の項目と同様
8	六価クロム化合物 6の項目と同様
12	フッ素及びその化合物 3の項目と同様
13	ホウ素及びその化合物 ・過去3年間の検査結果が、基準値の1/5 以下であるときは、年1 回、1/10 以下であるときは、3 年に1 回にすることができる項目。 ・過去の検査結果が基準値の1/2 を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、省略することができる項目。ただし、海水を原水とする場合を除く。
14	四塩化炭素 ・過去3年間の検査結果が、基準値の1/5 以下であるときは、年1 回、1/10 以下であるときは、3 年に1 回にすることができる項目。 ・過去の検査結果が、基準値の1/2 を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案して、省略することができる項目。
15	1,4-ジオキサン 14の項目と同様
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 14の項目と同様
17	ジクロロメタン 14の項目と同様
18	テトラクロロエチレン 14の項目と同様
19	トリクロロエチレン 14の項目と同様
20	ベンゼン 14の項目と同様
32	亜鉛及びその化合物 6の項目と同様
33	アルミニウム及びその化合物 6の項目と同様
34	鉄及びその化合物 6の項目と同様
35	銅及びその化合物 6の項目と同様
36	ナトリウム及びその化合物 3の項目と同様
37	マンガン及びその化合物 3の項目と同様
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度) 3の項目と同様
40	蒸発残留物 3の項目と同様
41	陰イオン界面活性剤 3の項目と同様
44	非イオン界面活性剤 3の項目と同様
45	フェノール類 3の項目と同様

(3) 健康診断

水道法では、水道水の汚染を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事する者等について、定期及び臨時の健康診断を義務付けています。

(イ) 健康診断の対象者

水道施設の構内に居住する者、また日常、構内で作業等に従事する者、その他衛生管理上必要と認める場合は、健康診断を行ってください。

水道技術管理者及び貯水槽の清掃や採水業務に従事する作業員等も対象となります。

(ロ) 健康診断の内容

病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください。

なお、病原体検索は主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行ってください。

(ハ) 定期及び臨時の健康診断並びに他の法令に基づく健康診断

1) 定期健康診断（施行規則第16条第1項）

定期の健康診断は、病原体が便中に排せつされる伝染病について、その保菌者の有無を検査するため行うもので、検査はおおむね6ヶ月ごとに行うことが必要です。

2) 臨時の健康診断（施行規則第16条第2項、第3項）

臨時の健康診断は、健康診断対象者が赤痢、腸チフス、パラチフス等の患者又は保菌者であることが明らかになった場合、又はこれらの施設の地域において、赤痢などの伝染病が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行うものとされています。また、臨時の健康診断を行った月においては、その伝染病についての定期健康診断の検査は必要ありません。

3) 他の法令等に基づく健康診断（施行規則16条第4項）

他の法令等に基づいて法第21条の規定に相当する健康診断が行われた場合には、それを法第21条に規定する健康診断とみなすことができます。

(ニ) 記録の作成、保存

専用水道の設置者は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを1年間保存しなければなりません。記録書類の様式は定められていませんが、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、検便検査場所が必要です。

○水道法第21条（健康診断）

1 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

○水道法第34条（準用規定）

(…略…) 第21条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

(4) 施設の点検

水道技術管理者は専用水道の管理について技術上の業務を行わなければなりません。

定期的に施設の点検整備を行って専用水道施設を衛生的に維持管理してください。その際には、水道法に適合していることを再点検することが大切です。

施設点検に当たっての注意点を、下の表にまとめましたので参考にしてください。

表6 施設点検や水質検査及び書類整理等の日常点検の注意事項

①給水栓での水質検査（毎日検査）

項目	注意点
1 外観（色・濁り）	・末端の給水栓での水を透明なガラスコップに入れ、色・濁りはないか確認する。 ・また、口に含んでみて味・臭いに異常がないか確認する。
2 残留塩素	・残留塩素を測定し一定以上の残留塩素があるか確認する。 通常の場合 遊離残留塩素0.1 mg/L 又は結合残留塩素0.4 mg/L 汚染の恐れがある場合 遊離残留塩素0.2 mg/L 又は " 1.5 mg/L

②水源・消毒設備の点検

項目	注意点
1 水源の汚染	・水源及び水源周辺に薬剤、排水、汚水等の流入・浸透はないか。
2 水源周辺の汚染防止措置	・水源施設の施設、人畜の侵入防止柵等による汚染防止策がとられているか。 ・標札、立札、掲示等によって一般の注意を喚起しているか。
3 水源施設の亀裂及び漏水等	・水源施設の損傷、基礎地盤の沈下及び漏水等がないか。
4 水源施設の維持管理状況	・常時清潔に保たれているか。
5 消毒設備の管理	・消毒薬の注入機・貯蔵槽等は故障、破損、老朽化していないか。 ・消毒薬は適正に注入されているか。
6 消毒薬の管理	・消毒薬使用量は記録しているか。補充の必要はないか。 ・適正な場所に保管されているか。 ・保管期間は適正か。 ・消毒剤の品質は適正か。

③受水槽・高置水槽等の点検

項目	注意点
1 設置場所（屋内・屋外）の状態	・受水槽は安全な場所に設置されているか。点検・清掃が容易にできるか。 ・受水槽の天井、底面及び周壁を外部から点検するための空間が確保されているか。
2 周囲からの汚染防止及び侵入防止	・水槽の上部や周囲に油・薬剤等を置いていないか。 ・人畜が侵入しないように防止柵があるか。
3 ポンプ設備の状態、ポンプ室の清掃等	・ポンプは正常に稼働しているか。（異音・異臭、振動、運転電流等に異常はないか。） ・ポンプ室内や周囲は整理整頓、清掃されているか。
4 配管貫通部や継目等の密閉	・配管貫通部やコンクリート打ち継ぎ目等にすき間がないか。
5 クロスコネクション	・受水槽等に給水管以外の管（汚水排水、雑排水及び消防用水等の管）が貫通や連結されていないか。
6 マンホール	・マンホールの口は衛生上有効に立ち上がっているか。 ・ふたは密閉されているか。施設されているか。
7 水の滞留防止措置	・流入・流出管は滞留を起ささないような位置にあるか。
8 水槽内の状態	・濁り、さび、沈殿物、藻類の発生、異物、塗装のはく離等はないか。
9 吐水口空間、排水口空間	・オーバーフロー管や水抜き管は間接排水で、排水口空間は適切な間隔か。 ・吐水口空間は適切な間隔か。
10 オーバーフロー管・通気管の防虫網	・通気管は下向きになっているか。オーバーフロー管・通気管に防虫網（2mm目程度）を設置してあるか。

④導管の点検

項 目	注 意 点
1 配置位置及び状態	<ul style="list-style-type: none"> ・導管の埋設位置や深さを把握しているか。 ・図面と相違ないか。 ・露出部は破損及び腐食していないか。 ・漏水の可能性は高くないか。
2 配管系統のクロスコネクション	<ul style="list-style-type: none"> ・導管が冷却水、雑排水、消防用水等の配管系統と連結されていないか。

⑤帳簿や書類の整理

項 目	注 意 点
1 年間管理計画 水質検査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽等の清掃・水質検査・施設点検及び健康診断についての年間管理計画・水質検査計画を作成して、それを確実に実施しているか。
2 施設の配置図等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の配置図及び系統図が整備されているか。 ・主要施設（水源・浄水場・導管・受水槽・高置水槽等）の平面図及び構造図等が整備されているか。
3 施設の点検・清掃等の維持管理記録	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・水槽の清掃等の維持管理記録が整っているか。
4 水質検査結果の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の定期検査（項目によっては3ヶ月に1回以上、年1回以上）及び毎日検査を行っているか。 ・記録は5年間保存しているか。
5 健康診断の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断（検便）を6ヶ月ごと、適正に実施しているか。 ・記録は1年間保存しているか。

(5) 水道水中のクリプトスポリジウム等の対策

クリプトスポリジウム等とは、クリプトスポリジウム及びジアルジアが対象です。クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物の消化管内で増殖する原虫であり、感染症をもたらします。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシストが環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより感染症による被害が拡大します。免疫力の低下した患者などでは、重症となることも多いと言われています。

水道水の消毒に使用する塩素に強い耐性を持っていて、水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。また、ジアルジアについても水系を通じた感染症を起こすおそれがあります。このため、平成12年に制定した「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号。以下、「施設基準省令」という。）において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置するべきことを規定すると共に、厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年4月1日から適用。以下、「指針」という。）をとりまとめ、専用水道の設置者に対しても施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策を的確に講じることを求めています。

(6) 汚染事故が発生した場合の措置

水道法では、専用水道の設置者の供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときにとるべき措置を規定しています。

(イ) 人の健康を害するおそれ

次のような時が、健康を害するおそれのある場合です。

- 1) 水質異常時(健康系項目に限る)
- 2) 消毒が不可能になった時

- 3) 工業用水道等に誤接続されていることが判明したとき
- 4) 水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水に基準値超過のおそれがあるときは、直ちに取水を停止し、水質検査を行うとともに、必要に応じて給水停止する。
 - ①不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ②臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ③魚が死んで多数浮上した場合
 - ④塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(ロ) 設置者のとるべき措置

専用水道の設置者は、当該水道により給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知った場合には、直ちにその給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、「緊急停止報告書」(第18号様式)により、直ちに市水道課に報告してください

また、専用水道の設置者は、水道施設に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるとき、及び水道等の原水に係る水質の異常、水道水等を原因とする事故等発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに市水道課に報告するとともに、次に掲げる措置をとって下さい。

- 1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。
- 2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。
- 3) 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保する。
- 4) 当該施設が復旧した場合は、水質検査を行って飲料水の安全を確認し、給水を開始する。

○水道法第23条(給水の緊急停止)

1 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

○水道法第34条(準用規定)

(…略…)第23条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

(7) 水道施設の耐震化

平成20年3月28日、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第60号。(以下、「改正省令」という。))が公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されました。専用水道についても改正省令に基づき、施設の重要度に応じて、地震力に対して備えるべき要件に適合する施設とすることが必要です。

これらを踏まえ、現に設置されている専用水道の水道施設等については、「水道施設の技術的基準を定める省令」の経過措置として、「大規模な改造のときまでは耐震性能を有するべき規定を適用しない。」とされていますが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させるよう計画的な整備に努めてください。

5 業務の委託

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者又は当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に業務の委託をすることができます。

業務の委託には、私法上の委託として受託者が水道法上の責任を負う専用水道の設置者の監督指示のもと事実上の行為のみを実施するものと、法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づき一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を受託者が負いながら業務を実施するもの（以下「水道法上の業務の委託」という。）があります。

「水道法上の業務の委託」の場合、受託者は保健所長や可児市長等からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなります。なお、委託した業務の範囲内においては、専用水道の設置者は、水道法上の責務について適用除外されることとなります（法53条適用）が、給水義務等の需要者に対する責任については、専用水道の設置者固有の責任であり受託者が原因でこれらの責務を果たさない場合であっても設置者が責任を負うこととなります。

専用水道の設置者は、「水道法上の業務の委託」をするときは「委託水道業務届」を、遅滞なく、市水道課へ届け出てください。また、委託に係る契約が効力を失ったときも、「委託水道業務届（解除）」（いずれも第10号の2様式）を同様に届け出てください。

また、専用水道の設置者が、「水道法上の業務の委託」をしたときには、その受託者は、委託された業務の範囲内において水道の管理における技術上の業務を担当するため、水道技術管理者の要件を満たす受託水道業務技術管理者を一人置かなければなりません。このため、専用水道の設置者は、委託契約書を作成（施行令第7条、施行規則第17条）し、必要な条項を記述するとともに、受託水道業務技術管理者が適正に選任されているかの確認をしてください。

「水道法上の業務の委託」をする場合は、事前に市水道課に相談してください。

○水道法第24条の3（業務の委託）

水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かななければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、

第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。

○水道法第34条（準用規定）

（…略…）第24条の3規定は、専用水道の設置者について準用する。

○水道法施行令第7条（業務の委託）

法第24条の3第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。
- 2 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。
- 3 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係る業務の内容に関する事項

ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

ハ その他厚生労働省令で定める事項

○水道法施行規則第17条の3（委託契約書の記載事項）

令第七条第三号 ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする

6 提出書類様式

専用水道の設置者は、必要に応じて市水道課へ各種書類の提出をお願いします。

表7 届出・報告様式一覧

参照	提出書類	提出時期
7 P	専用水道布設工事設計確認申請書 (第1号様式)	専用水道の布設工事に該当する工事を行う場合、工事に着手する予定の30日以上前に提出
8 P 10 P	水道技術管理者選任届 (第10号様式)	水道技術管理者を設置したとき
8 P	水道技術管理者変更届 (第10号様式)	水道技術管理者を変更したとき
9 P	専用水道給水開始届 (第4号様式)	配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合、水質検査及び施設検査を実施後、その施設を利用して給水を開始する前に提出
10 P	専用水道使用届 (第7号様式)	工事を伴わず専用水道に該当したとき
10 P	専用水道確認申請書記載事項 変更届 (第6号様式)	専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項(申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、水道事務所の所在地)に変更が生じたとき。ただし、当該確認申請に伴う給水開始届の提出までに変更の届出をする場合です。
	専用水道変更届 (第8号様式) 委託水道業務届(変更) (第10号の2様式)	給水開始届提出後の専用水道の確認申請者(設置者)の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、水道事務所の所在地や布設工事に該当しない工事により施設等に変更が生じたとき
10 P	専用水道廃止届 (第9号様式)	専用水道を廃止したときや専用水道に該当しなくなったとき
11 P	改善計画書(改善完了報告書) (第17号様式)	水道法第36条第1項に基づく改善の指示を受けたとき
20 P	緊急停止報告書 (第18号様式)	供給する水が人の健康を害するおそれがあり給水を停止したとき
21 P	委託水道業務届 (第10号の2様式)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務を委託したとき遅滞なく提出
21 P	委託水道業務届(解除) (第10号の2様式)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託契約の効力を失ったとき